

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会
(第4回)
議事録

日時：令和3年11月9日(火)

場所：武蔵野市役所802会議室

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第4回）

○日 時 令和3年11月9日（火） 午後6時30分～午後8時29分

○場 所 武蔵野市役所 802 会議室

○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、
澤木委員、大上委員、安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、
勝又委員、樋爪委員

○事務局 子ども子育て支援課長、ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆様、こんばんは。本委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村です。本日もよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、配付資料についてご確認をお願いいたします。委員の皆様には事前に送付させていただいております。次第と、次第に記載の資料1～12までございます。申しわけございませんが、資料5の差しかえをお願いいたしたく、本日机上に配付しております。

さらに、重ねて申しわけございませんが、配付した資料2に訂正箇所が2カ所ございます。

資料2「子どもの権利に関する市立学校アンケート結果」の15ページ、下の1つ目の○、『『そう思う』、『まあそう思う』（肯定的な回答）の回答の合計は、全体で46.5%となりました』の「46.5%」を「32.4%」に訂正をお願いいたします。

もう一点が、同じく資料2の23ページ、下の2つ目の○、「中学生は、小学生に比べて『その他』に相談できる人を記載する回答が突出して多くありました」の一文の削除をお願いいたします。

訂正については以上です。

また、追加の資料として、ユニセフCREハンドブック『子どもの権利条約』を学級経営に生かそう」と書かれたカラーの冊子、それから、喜多委員長からの追加資料を本日机上配付しております。

最後に、参考資料として委員のみに配付している資料があります。前回の第3回検討委員会の傍聴者アンケート集計表、また、水野委員、大上委員のお二人から、主に前回までの議論に係る部分についてそれぞれご意見をいただきましたので、委員の皆様の上に配付させていただいております。ご議論の参考にしていただければと思います。

資料については以上です。

なお、本日の委員会は記録用に録音をさせていただいております。あらかじめご了解願います。

また、本日は5月の第1回委員会以来、およそ半年ぶりの対面での開催です。活発なご議論をお願いしたいと思いますが、会議終了時間は8時半、遅くとも午後9時には、委員の皆様、傍聴者の皆様を含め全員が退庁できるようご協力をお願いいたします。

それでは、ここからの進行を喜多委員長をお願いしたいと思います。喜多委員長、よろしくをお願いいたします。

【委員長】

それでは、ただいまより第4回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を開会いたします。

2 議 事

- (1) 各種報告事項
- (2) 今後の検討の進め方の整理
- (3) 第3回委員会までの議論における論点の整理
- (4) 子ども参加について

【委員長】

本当に久しぶりの対面で、第1回以来、こういう形で開催できることを大変うれしく思います。またどうなるかわかりませんが、今後はこれでいきたいと思います。

今日の進行は、お手元の次第に沿って進めたいと思います。議事ごとの所要時間についても目安が記載されていますので、皆様スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

議事の(1)「各種報告事項」です。市のこの間の関連する取り組み等についてご報告をお願いします。質問につきましては、議事の(2)まで進んでからまとめて伺えればと思いますので、一旦報告のみを事務局からお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、各種報告事項です。資料1～4についてご報告いたします。

まず、資料1「子どもの権利に関する条例の検討に関連する市の各種取り組み」をご覧ください。こちらは前回同様、第3回委員会で配付した取り組み一覧に、新たな取り組みや実施結果等を追記しているものです。追記した主なものとしましては、2枚目の一番下、NO.14「子どもプラン推進地域協議会」です。子どもプラン推進地域協議会とは、武蔵野市の子どもに係る基本計画である子どもプラン武蔵野に関する事項に関しご審議、ご意見をいただく会です。9月27日の協議会において、本委員会の検討状況についてご報告をいたしました。記載のとおり、協議会委員から、「未就学児など、自身が十分意見を言えない年齢まで見通した、子どもの権利という視点を大事にしてほしい」とのご意見がありましたので、ご報告いたします。

資料1の説明は以上です。

続きまして、資料2「子どもの権利に関する市立学校アンケート結果」をご覧ください。前回速報でお出ししたものの詳細です。学年ごとの回答をお示ししております。回答率は76%、学年により回答率にもばらつきがありました。

続きまして、資料3、ウェブアンケートの実施結果をご覧ください。前回ご案内したとおり、9月30日発行の「季刊むさしの」秋号に、子どもの権利や子どもの権利に関する条例の検討を行っていることを記載し、同じ紙面にウェブアンケートのQRコードを載せ、アンケートを実施いたしました。「季刊むさしの」は、市内の市立、私立、都立に通っている中学生には学校を通じて全中学生に配付され、市外の中学校に通っている中学生には個別に郵送されています。また、桜堤児童館、武蔵野プレイス、チャレンジルーム、クレスコーレやみらいるにもQRコードのついたアンケート依頼のチラシを配付しました。スクールソーシャルワーカーにも可能な範囲でチラシを児童生徒に渡してもらうようお願いいたしました。市報、ホームページ、SNSでもアンケートのお知らせをいたしました。

ウェブアンケートの結果です。資料3にありますとおり、32件の回答がありました。見づらくて申しわけありませんが、最初のページの一番下の段、「あなたの学年を教えてください」のところを見ていただくと、小学生が8件、中学生が19件、高校生が5件の

合計 32 件です。

資料 2、3 とも、アンケートの結果については記載のとおりですので、条例検討の参考にしていただければと思います。

アンケートに関する説明は以上です。

続きまして、資料 4、カラー刷りの「ムサカツニュース」第 3 号をご覧ください。10 月 17 日、第 3 回 Teens ムサカツ実行委員会を開催いたしました。今回は実行委員 7 名の参加がありました。裏面の左下の青い枠で囲ってあるところですが、来年 3 月 29 日の Teens ムサカツのワークショップの本番では、子どもの権利に関する条例づくりに向けて、中高生世代の意見をグループワークで市に提言してもらう予定となりました。そのほか、詳細は「ムサカツニュース」をご覧ください。実行委員会の報告は以上です。

また、資料はありませんが、10 月 20 日に、子ども・コミュニティ食堂や、子どもの学習・生活支援など、子どもの居場所づくりにかかわる団体と委員との意見交換会をオンラインで実施しました。意見交換会の要録は、意見交換会に参加されなかった委員も含め、委員の皆様を送付しておりますので、ご参照ください。

最後に、10 月 11 日に、安部委員が校長先生でいらっしゃる本宿小学校で、橋詰委員に、いじめに関する授業を実施していただきました。委員の方でもオンラインでご視聴いただいた方もいらっしゃいますが、よろしければ、安部委員、橋詰委員から、この後、実施結果のご報告をいただければと思います。

事務局からは以上です。

【委員長】

では、安部委員、橋詰委員、今お話のありました授業について簡単にご報告いただければと思います。

【委員】

10 月 11 日の学校公開週間の初日に、橋詰弁護士によるいじめの授業を実施しました。こういった貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

橋詰先生のお話が大変わかりやすく、穏やかな声が心地よく子どもの心に響いているようでした。子どもたちも大変真剣なまなざしで話を聞いている表情がとても印象的でした。

日ごろ学校でも、担任からいじめに関する指導を授業で行っているんですけども、いじめについて弁護士の先生から授業を受けるということは、学校だけではなく社会でも大

きな問題であるということを知るきっかけになったのではないかと考えております。

人権の視点からいじめのことを考えさせるということがとてもよかったのかなと思っています。人権が守られている状態とは、安心して自信を持って自由に選べることだということを橋詰先生から示していただいて、いじめは人権を傷つける、被害者の人権も周りの人の人権も傷つけることなんだということについて、子どもたちは大変理解を深めている様子でした。

実際に起きたいじめによる自殺の話の中では、遺書も示していただいて、いじめられた子どもの気持ちを考えたり、後段では、ドラえもんの登場人物を例にして、いじめる子がジャイアン、いじめられた子がのび太、面白がる子がスネ夫、見ている人がしずかちゃん、それぞれの立場で何ができるのかということをも自分事として考えることができている様子でした。担任からは、橋詰先生は大変授業がお上手で、子どもたちも自分事として緊張感を持って授業を受けていたということでした。

弁護士の先生によるいじめの授業は、子どもにとっても保護者にとっても教員にとってもとてもよかったと私は考えております。ぜひ毎年実施できるといいと思いました。また、他校でもニーズがあるかもしれないので、こういったことを具体的な取り組みとして市全体でも行っていけるといいと思いました。

【委員】

このたびは貴重な機会をいただきありがとうございました。

当日はいつもより少し緊張しまして、あの後、もう1コマ別のクラスでやったんですが、私としてはそっちのほうがうまくいきました。

今回ご覧いただいた方々にはおわかりのところかと思えます。気づいた方がいらっしゃるかもわかりませんが、弁護士が授業をする中で、いじめは犯罪だという話をたしかどこにも出していなかったと思うんです。もちろん、いじめの中には犯罪になるものもあるんですが、逆に犯罪にならないものもある。無視などはどうしても犯罪になりません。そういう意味では、枠があるから、そこからはみ出すからいけないということではなくて、中核にある人権を傷つけるからいけないんだという発想は、まさにこういった条例をつくることです。きちっと人権というものがあって、それを傷つけることは、それがいじめという概念に当たろうが当たらないまいが、あるいはほかの概念に当たろうが当たらないまいが、ダメなんだといった感覚を醸成するという人権教育のスタンスで私たち弁護士は授業を行っております。

当日お子さんが書いていただいた感想を1つ、2つ紹介します。授業を聞いてどう思いましたかと聞いたところ、例えば、いじめはクラス全員が人権を奪うから絶対してはダメだと思ったという感想、いじめは見ている人がいじめられている人を支えることができるので、見ている人がどう行動するかが大切だと思いましたといった感想をいろんな子が書いてくださっています。そういったことを子どもたちが考える機会をつくっていくことが人権を醸成する上で大事だと思っております。

(2) 今後の検討の進め方の整理

【委員長】

議事の(2)「今後の検討の進め方の整理」について事務局から説明をしてもらい、その後、先ほどの報告事項とまとめて質疑時間をとりたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、資料5(修正版)、「今後の検討の進め方について(案)」をご覧ください。

1「令和3年度委員会検討スケジュール」は、これまでお示ししているスケジュールのとおりです。今年度は6回の委員会を予定し、本日が第4回です。本日、資料を差しかえて修正したのは、第5回、第6回で「素案についての検討」としておりましたが、まずは素案の枠組みのイメージが必要だろうということで、委員長ともご相談いたしまして、「骨子案についての検討」と修正しております。骨子案については、本日、喜多委員長より追加の資料をいただいておりますので、議事(3)の論点整理の後、喜多委員長よりご説明をいただきます。

2「これまでの課題に関して、市として全体的検討を要する事項」に参ります。「子どもの権利擁護制度の実施体制、活動内容の具体化」、「子どもの権利擁護制度の施行時期、条例と施行規則等の体系整理」、「条例の推進体制の整理」の3点については、検討委員会だけでなく、市の検討を要する事項と考えております。これらについては市で検討し、第5回委員会で市の案をお示ししたいと考えております。

3「今後の委員会での検討について」です。(1)、(2)は記載のとおりとしたいと考えております。次回第5回は条例全体の骨子案のたたき台などについて検討してまいりたいと考えております。(3)「Teens ムサカツ2022春の意見の反映について」は、先ほどムサカツ実行委員会の報告でもお伝えしましたが、条例の骨子案のたたき台をもとにワーク

ショップを実施します。子どもたちの意見も踏まえた骨子案を作成し、令和4年度以降、広くパブリックコメントを実施したいと考えております。

事務局の説明は以上です。

【委員長】

2つの報告につきましてご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

「ムサカツニュース」3号をもらったんですけども、以前、我々委員がムサカツのようなところを視察できるという話があったと思うんですけども、それをするかしないかはおいておいて、この後、委員長から説明があると思いますけれども、参加の1つとして、ムサカツをやっている子どもたちがここに傍聴に来るとか、ほかの子どもたちも傍聴に来るとか、そういうのもあってもいいのかなと思いました。

【委員長】

積極的に、前向きに受けとめたいと思います。もちろん、参加するかどうかは子どもの意思ですので、お誘いはしてみたいと思います。

【委員】

本当に基本的なことをお聞きして申しわけないんですけども、以前教えていただいていたら申しわけないんですが、この「ムサカツニュース」の配付は、武蔵野市の市立中学校、小学校なんですか。子どもたちにどこまで知れ渡っているのか。こういうのは私たちしか見られないんですか。

【子ども子育て支援課長】

ホームページに出しております。また、庁内でも、全庁的に意識を高めたいと思って、こんなことをやっていますということを市の職員にも出しております。

【委員】

というのは、もしかして、子どもがこれを見て、もっと参加したいとか、私もやりたいとか、条例の骨子案の検討に参加するチャンスがあるんじゃないかと思いました。ウェブとかを見ない子が多いんじゃないかなと思いますし、これは私も読んでいてすごくわかりやすいし、楽しいし、やってみたいと思う子もいるんじゃないかなと思ったので、お聞きしました。

【委員長】

大いに活用できるように、今後とも広報活動に利用していただければと思います。
ほかにかがでしょうか。
もしないようでしたら、この話の続きは私のほうで引き取りたいと思います。

(3) 第3回委員会までの議論における論点の整理

【委員長】

3つ目の議事、「第3回委員会までの議論における論点の整理」に入りたいと思います。
まず、事務局から資料の説明をお願いします。

【子ども子育て支援課長】

最初に、資料9「第3回委員会までの議論における論点の整理」をご覧ください。

前回お出した「論点の整理」を、いただいたご意見を踏まえて修正し、また、第3回委員会でも議論いただいた「子どもの居場所」を新たに追加しております。

まず、前回からの主な修正点から説明いたします。

1 ページの下段「子どもへの暴力」では、大人から子どもへの暴力だけでなく、子どもから子どもへの暴力も含まれるということを追記しました。具体的には、考え方の3つ目の○、「子どもへの暴力は、大人からだけではなく、子どもから子どもに対して行われるものもあります」。その次の○、「悪口を言ったり、仲間はずれにすることも暴力に当たります」を加えています。

2 ページに参りまして、「虐待の防止」の大きな変更点はありません。

2 ページ下段の「いじめの防止」では、枠外の考え方にあった「誰であっても、どんな理由があっても、いじめをしてはいけません」という文言を、枠内の2つ目の○に移動させております。

3 ページ中段の「子どもからの相談」は、枠内の文言に、「子どもから直接相談を受けられることのできる窓口を設ける」とか、「関係づくりを通じて」など、ご意見を踏まえて文言を修正しております。

4 ページの「子どもの権利擁護機関（子どもオンブズ制度）」については、まず、名称を「子どもオンブズ制度」から「子どもの権利擁護機関（子どもオンブズ制度）」としております。また、枠内の下から4つ目の○、「誰であっても、子どもの権利が侵害されていると感じたときは、直接、オンブズパーソン又は相談・調査専門員に、相談することができます」という文言を追加しました。

主な修正点の説明は以上です。

それでは、一番最初の、前回委員会で議論された「子どもの居場所」についての論点の整理へお戻りください。

まず、資料8「これまでの検討における子どもの居場所に関する主な意見」をご覧ください。前回委員会でのご意見や、委員のアンケートなどから抜粋した主な意見です。

記載のとおり、子どもの状況や思い、ニーズ等は多種多様で、さまざまな居場所が必要とのご意見がありました。安心できる人間関係の中で相談につながる居場所が必要といったご意見や、児童館のような子ども専用の施設が必要というご意見、武蔵野ジャンボリーのような地域の行事や活動も子どもの居場所になっているというご意見、また、学校の中に安心できる居場所が必要とのご意見や、不登校の子どもや不登校の一步手前の子どもの居場所や、高校生や高校を中退した子どもの居場所が必要とのご意見がありました。

また、支援人材の育成や、支援者の支援が必要とのご意見もありました。上段の枠の中の下から2つ目の・で、「子どもが追い立てられるように過ごすのではなく、遊ぶ権利、自分らしく生きる権利、休息する権利などを実現できるような居場所づくりが重要だ」とのご意見がありました。

また、その下の四角で囲ったところは、10月20日に行われた子ども・コミュニティ食堂及び学習・生活支援事業実施団体との意見交換会における主な意見を記載しております。

ここで、議論の参考にしていただくため、市の居場所や遊び場の現状についてご説明いたしますので、資料6、資料7をご覧ください。

資料6は、「子どもの居場所・学びの場づくりに関する市の事業実施状況」です。資料7は、市内の「子どもの居場所・学びの場一覧」です。資料7に沿って説明をいたします。

ご意見にありました学校内の居場所としては、学童クラブや地域子ども館あそべえがあります。あそべえは、市立の全小学校にある居場所です。また、その2つ下の武蔵野プレイス、プレーパークは、委員が視察された施設です。チャレンジルームや、むさしのクレスコーレは、学校に行けない子どものための施設です。チャレンジルームはおおむね小学校4年生から中学生、クレスコーレは中学生が対象です。また、高校生世代の子どもの居場所としては、委員が視察された若者サポート事業みらいるなどがあります。

簡単ですが、資料6、資料7については以上です。今後の議論の参考にしていただければと思います。

資料9にお戻りください。「子どもの居場所」については、記載のとおり論点を整理し

ております。1つ目の○、「市は、市民との協働により、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、他の人との関係づくりができるような、子どものための多様な居場所づくりを推進します」。2つ目、「子どもは、子どものための居場所において、学び、遊び、休み、集い、語り合うなど、自らの意思に基づいて過ごすことができます」としました。「(考え方)」も委員の議論により抽出しております。安心して過ごすことのできる居場所が必要であること、居場所において相談事などを話せる関係をつくることのできること、地域の住民や団体の協力が必要であり、市は必要な支援を行うことなどを記載しております。

事務局からの説明は以上です。

【委員長】

以上の論点整理につきまして少し時間をとらせていただきたいと思います。この項目で皆様のご意見、あるいは質問も含めて、よろしく願いいたします。

これまで3回のまとめで、居場所の問題、あるいは相談活動の問題、いろいろな問題が出たと思うんですけども、これが重要だ、これをもうちょっと深めたいといったことも含めまして、いかがでしょうか。

【副委員長】

子どもの居場所につきまして、これまでいろいろ意見交換などをしていく中で学びましたのは、子どもの居場所として必要な時間帯が、これまでの子ども観と、今の子どもが置かれている状況が違ってきているのかもしれないということです。例えば、学校がある時間帯とか放課後にそういう居場所があって、夜は家庭に帰るものだと思われる。ただ、家庭に帰っても、ご飯もなくて誰もいなくて、暗い中で1人でコンビニのお弁当とかカップラーメンを食べるといことがもしかしたら増えてきているのかもしれない。

そうした子どもの置かれている状況が違ってきていることには、恐らく世代間ギャップがありまして、武蔵野市で人口の大勢を占める高齢者の考えている子ども像と合わなくなっているところなどがあり、それが、コミュニティセンターの使用に関して小学生は5時半までという形に出ているのかもしれないと思います。子どもの居場所を考えましたときに、本当だったら家庭が受けとめる夕方から夜間も、もしかしたら必要になってくる可能性があると思いました。

【委員長】

貴重なご意見だと思います。私たちは同じような視点で全部を見てしまう危険性があるので、認識のずれ、世代間ギャップの問題に関して、ぜひご指摘をいただければと思いま

す。

大上さんが前の委員会意見で、やはりずれの問題に注目しています。不登校の問題について、学校側は子どもの側の問題で、不安感が不登校に結びついているという見方が強いものに対して、子どもの側は学校の先生が原因だということがすごく多い。その辺で学校と子どもの意識にかなりずれがあるというご指摘がありました。そういうことも含めているご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

私は週一回駄菓子屋をやっています。私は仕事で常に子ども達と接しています。その中で生きづらさを抱えた子ども達に会っている事もあり、仕事ではなく自分でも何かやりたい、子ども達の居場所になるようなものを…と思い、その一つとして駄菓子屋を始めました。

早く帰りたくない子がいるかも…と 19時20時くらいまでやっているのですが、地域の方が不良のような子がでてくると言われました。まさに副委員長がおっしゃられた世代間のギャップです。

委員長もご存じの嶋村 仁志さんがおっしゃっていましたが、昔は割合的に10人中9人子どもだったのが、今は2~3人になってしまったそうで、そうなると大人優先の社会になるのは当然で、ましては老人が多いのが現実なので、世代間ギャップは埋まらないと思います。子どもを守るには大人が理解を深めていくしかないと思うのです。

本来なら家庭や学校が居場所になるべきと思うのですが、それぞれの立場からそれが難しいのなら、地域の気づいた大人から変わらなければならないと思います。

【委員長】

時代の変化の中で、子どもの状況に私たちが見過ごしているような問題が出てきているということ、非常にご指摘のとおりだと思います。

【委員】

ここにはPTA枠で来ているんですけども、コミュニティセンターにかかわってしまって、以前、子どもの帰宅時間についてもコミセン内で議論はしています。ただ、社会が変わったのに意識が変わっていないという点は変えることができない。そのギャップは埋まらないので、押しつけると言ったら言葉は悪いかもしれませんが、条例などで行くべき道を示してもらえると、運営する側はしやすいと思います。

【委員長】

第1回目のときに私が申し上げたと思うんですが、具体的な制度や仕組みをつくっていくときに条例が非常に重要ですけども、同時に、条例が掲げる理念が社会の意識を変えていく効果もありますので、特に前文あたりにそういう文を書き込むケースが各自治体とも非常に多いですから、必ずこういう意識を地域や親に持ってもらいたいというところは、前文にぜひ含めていきたいと思っていますので、そういうご意見をどんどん言っていただければと思います。

【委員】

資料9の論点の重点項目は、条例の中心的な項目になると考えてよろしいですか。

【委員長】

もちろん資料9の論点も含まれるんですけども、これは論点整理で、一つ一つはかなり独立していますので、条例全体の枠組みの中でどういうふうにおさまっていくのかについて私のほうで少し交通整理をさせていただいて、全体の枠組みのご紹介もしながら議論していただいたほうがいいのかと思います。

【委員】

ユニセフの資料の3ページ、大切なポイントの「『子どもの権利条約』4つの原則」の中に「生命、生存および発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」、そして「差別の禁止」という項目があって、「すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される」とありますので、この辺の言葉や論点も少し入れる。

というのは、例えば、発言権、参加する権利とかはもちろんあるんですけども、参加したくてもできない方とか、なかなか自分の意思を表現できない方もいらっしゃる。国籍とか性のこともそうで、マイノリティであっても支援を受けながら自分の権利をきちんと主張するといった、機会均等、差別がない形にするという論点が必要かと思っていますので、理念の中に入れていただけるとありがたいと思います。

【委員長】

ちょうどこれから私が説明することにかかわりますけれども、子どもの権利アンケートの中で、安心して生きる権利、差別を受けない権利、戦争に巻き込まれないで平和に生きる権利という3つの権利は、全体でいうと78%、8割に近い子どもたちが求めている権利で、これはぜひ条例の中に生かしていきたいと思ひますし、差別の問題に対しては、もう少し具体的な仕組みの中で、個別のさまざまなニーズ、特別な支援が求められている人

たちに対する仕組みづくりもあわせて検討していければと思います。

【副委員長】

今の件について、差別はいけないというのは子どもも含めて皆さん知っていると思うんですけども、例えば、マイノリティである子が意見が言いやすいようにするとか、そういう雰囲気をつくるというところも大事なのではないかなと思うんです。あからさまに差別と言ってやっているよりは、結果的にそうなってしまっていることも多いのではないかなと思いました。

【委員長】

今のような議論をもう少し深めていくために、今日、私の追加資料、「武蔵野市子どもの権利に関する条例素案の枠組みのイメージ」についてこの時間内にご紹介したいと思っています。

先ほど事務局から説明がありましたように、1月の第5回の委員会でいきなり素案の検討をするというのがもともとのスケジュールでした。私は素案はちょっと早いなとずっと言い続けてきたんですが、事務局が市長、副市長と協議したところ、やはりちょっと早過ぎると。素案という形の文案になってしまうと文章にこだわってしまうので、そうではなくて、条例とはどういう枠組みで、それぞれの枠組みの中にどんな項目を組み込むべきかという議論をまずしないと素案にはならないだろうと。そのことが生かされて、素案ではなくて骨子案を第5回、第6回の委員会で検討していくことになりましたので、その骨子の枠組みを今日提示させていただいて、今まで議論してきた問題がその中でどう整理されていくのかを簡単に紹介させていただきます。

子どもの権利条例は、総合条例として大体50くらいつくられています。10年ぐらい前にまとめた「解説子ども条例」に相当な条例が入っていますけれども、条例の枠組みはそんなに変わりません。人権条例の枠組みもみんなそうなんですけど、子どもの権利条例についても大体この枠組みで、その中に何を盛り込むかが大事だということです。条例案の基本的枠組みのイメージということで、皆さんにご紹介させていただければと思います。

まず、条例は前文と本文に分かれます。さっき申し上げたように、前文というのは理念、とにかく社会的に何か新しい認識とか意識を喚起していく。制度化がなじまないような、例えば家族のあり方ということ条例の本文に書き込むのはすごく難しいんですね。そうではなくて、理念的に方向づけを進めるときに前文はとても大事です。

それに対して、条例の本文は法的な強制力を持つ部分です。そこにありますように、本

文は、まず総則的な規定があります。どの条例でも必ず、まず総則があります。

そして、これは結構自治体によって分かれるんですが、保障すべき子どもの権利の理念を掲げる。さっきの差別されない権利、安心して生きる権利、戦争に巻き込まれないで平和に生きる権利の3つの権利は、子どもの権利アンケートでダントツに子どもたちが求めている理念でしたので、ぜひこういう部分を組み込んでいければいいと思います。

そのほか、遊ぶ権利や学ぶ権利、休息する権利、安心して相談する権利、そして、下線を引いてある部分が今日のテーマで、「子どもの意見表明・参加する権利」、こういったところを中心に子どもの権利の理念を掲げる。

橋詰さんのいじめ予防授業で出てきていた安心、自信、自由というのは、全部1つの子どもの権利の理念で、CAPの理念でもあり、権利学習では定番の子どもの権利の理念です。ですから、安心できること、自信を持って生きること、自由に活動できることを子どもの権利の中に組み込んでいくことはとても重要かと思います。

あと、独立させるかは別として、子どもの権利の普及あるいは学習という領域が必ず枠組みとして入ってきます。

総則の次に、どういう権利を保障すべきなのか。子どもの権利の理念を保障する主体あるいは役割や責務といったものを規定するのが次の枠組み、3つ目の柱です。定番は、家庭、学校、地域がどこの条例にも入りますが、最近入り始めてきたのは、子どもを支えていく家庭、学校、地域の人々の支援です。私たちは支援者の支援と言いますが、そことの連携の部分です。子どもを支援するだけじゃなくて、支援している人たちも支えないと、なかなか今は大変な時代だということです。「家庭、学校、地域の連携」ということで、今日のテーマにかかわり、開かれた学校づくりとの関係もあります。家庭支援、学校支援、民間団体の支援も非常に重要です。

理念の問題で委員からあったように、地域の人々のジェンダー学習、子どもの権利学習、私からも強調させていただいたハラスメントの問題、過剰な叱責のような問題も含めて、支援の枠組みの中で議論したらどうか。ここは委員からの意見書にも入っていました。

主体の問題として最近重要になっているのが市民協働です。特に子どもの居場所の問題は協働なくして進みませんので、市民協働や公民連携。そして、実は子ども自身も自分たちの権利を保障していく主体なんだという考え方から、今日は子ども参加という議論になるかと思います。

理念と主体、それを実現していくための仕組みをつくる。今、子どものニーズとして最

優先になっているのが子どもの居場所だということで、第3回の検討委員会で、いろいろな子どもの居場所の視察、居場所を支援している団体との意見交換会といったものを進めながら、子どもの居場所について具体化してきております。

ここでの特徴は、市民協働による多様な居場所づくりです。居場所はこれだと決めつける必要はないわけで、子どもが求める多様な形の居場所があっただけいい。特にその中には、地域、学校外の居場所づくりと、学校の中での居場所づくりの両方が必要である。

ほかの条例を見ると、かつては居場所というのは大体地域の中に入っていました。子どもの居場所を地域でどう保障するかという視点が今までの条例は強かったんです。もちろん学校外の居場所も重要ですが、今回、ヤングケアラーの問題も含めまして、学校内での居場所も含めて、ぜひこの条例の中では両方あわせて子どもの居場所を独立した章として検討したらいかかと思えます。

ただし、子どもの居場所については大きく2つの論点があります。

1つは、「子どもと共に生きる」ということです。高齢者とか地域の人々と子どもとの共生・共存の道は、先ほど認識のずれがあるというご指摘があったように、そう簡単ではない。しかし、子どもと異世代の人たちが共に生きていく地域をどうつくるか。

同時に、やはり子ども独自の居場所が必要です。特に中高生の居場所がない。参考になるのは杉並区の「ゆう杉並」です。これは本当にショックで、小学生は通えない、中高生専用の児童館というのがウリで杉並区が始めました。中高生専用の児童館づくりが全国に普及します。私が親しい長野県茅野市の「CHUKOランドちのちの」というのがそうです。

いずれにしても、武蔵野市はまだ児童館が1館しかないということで、すぐには無理かもしれませんが、若者の居場所を考えていくことは非常に重要だと思います。

子ども参加型の居場所の運営が非常に大事ですし、子どもの相談活動も居場所と非常につながります。今日のまとめの中にも入ってございましたように、子どもとどうつながっていくか。特にさまざまなダメージを受けている子どもたちとどうつながるかという問題はこれから深めていくテーマだと思います。子どもの参加、仕組みの問題では、居場所、相談、参加の部分を今日深めていただければと思います。

独自に組織的、制度的な仕組みが必要な第三者相談救済機関については、もう少し具体的な案を次回事務局から出したいということです。今、いじめ問題で町田市でもめているように、これは第三者調査委員会の立ち上げとも非常に関係の深い問題で、この部分は次

回事務局から改めて提示されるだろうと思います。

施策づくりは全く手がついていない。時間的に無理なので、子ども総合計画の策定・推進、評価・検証の仕組みづくりの部分は第5回以降に残されております。

子どもの権利条例は大体こんな基本的な全体の枠組みで、その中に、これまで皆さんが議論してきた問題が位置づけられていくのではないかと思います。

子どもの参加の部分は、この後、私の委員長提案というか、情報提供としてまとめてお話をさせていただきたいと思います。

一応、条例の骨子案の枠組みをご紹介いたしました。これをある程度参考にしていただきながら、先ほどの論点整理をさらに深めていただければと思います。

【副委員長】

今、委員長からお話がありましたけれども、せっかくの皆様のコメントや意見を出す機会でもあります。7時27分ぐらいまではこのお話ができそうですので、今までのところなどにつきまして、皆様からの意見とか質問がありましたら、よろしく願います。

【委員】

第3回の委員会的时候、学校における子どもの居場所づくりの中で、喜多委員長から出た休息する権利、子どもの自己回復のための特別休暇制度は、一回検討したことがあって、年間10日間欠席扱いにならない休暇制度は私すごくいいなと思ったので、これを骨子案の中に入れていただきたいことが1点です。

それから、上越市などでは、学校に行けない子どもの保護者の学費の負担を補助するための学習支援費補助制度というものがあるということです。学校に行きづらくなってフリースペースやフリースクールに通っている子どもは、在籍は公立学校にあるという宙ぶらりんの状態で、学費を自分で払いながら通っているという実態があります。本来だったら公立学校に行って無償で受けられるものが、全て親が負担している。経済的な問題がある子どもはそこにすら通えず、どこにも行けず、本当に困った状態で過ごしているのが現状ですので、義務教育段階の学校外の普通教育を無償で実施するという視点も入れていただきたいと思います。

あと、ダイバーシティ時代の学校づくりという言葉も抜けております。多様性、ダイバーシティについてはもう既に始められている大学が多くありまして、いろんな学校で学生さんに応じた対応をしているので、これからの未来の子どものために、こちらもぜひ文言に入れていただけたらと思います。

【委員長】

今回はとにかくイメージづくりで、骨子案を今後提案するときはこんな形の枠組みの中に論点を入れていくという例示的なものを出させていただきました。

おっしゃるとおり、第3回委員会で出た具体的な仕組みは、その枠組みの中で論点としてぜひ入れさせていただければと思います。理念だけでは意味がありません。大人だったら有給休暇の制度がある。子どもの休息する権利についてはどういう制度が成り立つか、当然議論していただければと思います。

義務教育の無償が憲法で認められているのに義務教育段階のフリースクールの子どもには学習支援がほとんどないということは大問題なので、自治体としてできる範囲の努力はぜひと思います。そういうことも当然今後骨子案の枠組みの中で議論させていただければと思います。

【委員】

今日の夕方、ラジオを聞いていたら、さっきのお話のとおり、なんで大人には有給休暇があって僕たちには休みがないのという意見があると言っていました。

骨子案が次回出てくるということで、例えば学習権は、特にテーマとして我々の中で取り上げたわけではないんですけども、先ほどの不登校でフリースクールに行った場合も学習権だし、インクルーシブ教育を受けたいのにそれができないとか、学習権については議論することは結構あるのかなと思ったんですけども、そういうのも盛り込まれるのかということをお教えください。

それと、居場所のところの説明で、学校の中にも安心できる居場所がという話があったんですけども、そもそも学校が安心できないといけないのに、学校の中に安心できる場所があるという言い方になると、学校は安心できなくてもいいことになってしまうので、説明の仕方を工夫してもらえたらと思います。

【委員長】

1つだけ申し上げます。私は学習権を「学ぶ権利」という表現に置きかえています。学習権については日本教育法学会で議論があるんですけども、学習権には教育権がくっついてしまうんです。つまり、教えられて学ぶ。もちろん学校教育によって学ぶ部分もあるけれども、本来、学ぶ権利というのは、子どもたち自身が生きていく中で自発的に、環境に働きかけながら、さまざまな学びがあることなので、「学ぶ権利」のほうが僕は上位概念だと思っています。僕は学習権という言葉は使わない立場ですけども、それはまた別

です。いずれ議論させていただければと思います。

居場所の件については表現を工夫します。

【委員】

6の子どもの権利侵害の相談・救済の仕組みは、これからもう少しイメージを具体化すると伺っていますが、この項目は全部いじめというテーマで書いてあるんですけども、子どもの権利条例の役割は、いじめ以外も含めてのあらゆる権利侵害に対する救済システムだと思います。どう整理するかは私も見てみたいんですけども、いじめに関しては今の法律の中で一定の仕組みがあるので、広く子どもの権利侵害に対応する仕組みということでご検討をお願いできればと思っております。

これまでも意見の中で申し上げたことがあると思うんですが、やはり子どもの権利をきちっと守っていくには、それを支える方々の権利や労働環境が守られていかないと、無理を強いるだけになって枯渇してしまうと思いますので、サポートする方々へのサポートといった理念を子どもの権利条例の中にきちっと盛り込んでいただきたいと思います。

【委員長】

おっしゃるとおりで、6の項目の第三者的相談救済機関は権利侵害全体に絡んだ仕組みであることは当然です。ここはいじめの問題に特化してしまっていますが、例示で説明させていただいています。

例えば、文科省の学校事故対応の指針は、いじめだけに限らず、加害行為も含めたさまざまな学校事故についての救済の仕組みを提案していますので、もうちょっと広くやります。

支援者への支援については4-4)で出しておりますが、保障すべき理念の中にも盛り込むことを検討するというところでよろしいでしょうか。

【委員】

前文にもそういったものが入っていてもいいかもしれません。

【委員長】

そうですね。前文もいいかもしれません。

ありがとうございました。

(4) 子ども参加について

【委員長】

それでは（４）に入らせていただきたいと思います。

ここは私が提案させていただきますので、後半については、いつもサポートをお願いしています副委員長に進行をお願いできればと思います。

【副委員長】

それでは進行を務めさせていただきます。

議事（４）「子ども参加について」。事務局からも資料が提出されていますので、まず、事務局から説明をお願いしますでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

それでは、資料10「子ども参加に係る市での主な事例」をご覧ください。

1つ目、市への提言・意見表明の取り組みとして、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」があります。未来を担う若者世代が市政や地域活動などに興味を持ち、市の施策に関する理解を深めたり提言を行ったりできる場をつくる事業です。今回は来年3月29日に開催し、子どもの権利に関する条例の骨子案に対し提言をいただく予定です。

居場所での参画として、地域子ども館あそべえにおける「子ども委員会」、武蔵野プレイスの「B2参画プロジェクト」、若者サポート事業みらいにおける活動などを取り上げております。

地域への参画としては、中学生・高校生リーダー養成講座を挙げました。

講座・イベント、地域行事については、資料11として添付した「令和3年度 小・中学生の講座まるごとナビ」をご参照ください。

最後に、学校における取り組みとして、武蔵野市民科の取り組みと特別活動等での取り組み例を幾つか挙げております。学校での取り組みは、主なものをごくごく簡単に上げておりますが、ふだんの学校活動でももっとたくさんあるのではないかと感じております。

今回、副委員長から成蹊大学での取り組みをまとめたDVDをいただき、委員の皆様にも配付しておりますが、拝見しますと、内容ももちろんですけれども、学んだことを発表する、形にするということの大切さを感じております。みんなでつくり上げる学校での発表会とか運動会とか、授業でのグループ活動といった取り組みも子どもの参加に係る事例になるのではないかと感じております。

学校のところの事例がすごく少ないと思ったので、資料とは関係ありませんでしたが、お話ししました。

事務局からの説明は以上です。

【委員長】

続きまして、私から、「子ども参加に関する委員長提案（情報提案）」について、できるだけはしょってやりたいと思います。

最初のA項目、「当委員会における委員長提案の位置と役割」は、これまでの提案の仕方とは大分違っております。居場所とか救済の問題は、現場がありました。現場からの意見や子どもの現状を踏まえながら提言するというスタイルだったんですが、ちょっと極端な言い方をすると、残念ながら子どもの参加にはほとんど現場がないんです。

もちろんムサカツは現場です。この前も私伺いましたけれども、最初は3、4名で、むしろ職員のほうが多かったです。遅れて来た子たちを含めてようやく最後に7名。定員は15名です。確かに子どもたちは頑張ってくれているんですけど、これが現実です。

普通だったら、私が今までやった子ども参加の条例で言えば、公募で50人とか100人ぐらい子どもたちが来て、そのうちの7、8名が子ども委員になる。つまり、全体の50名、100名の委員会の中で代表者を決めて、その子ども委員がこういう委員会に参加して子どもたちの意見を言うというスタイルが今までの条例づくりだったんですが、これは別にムサカツに限らず、残念ながらどこの地域でも子どもたちの参加は非常に停滞していると言っていいかと思います。

委員の意見書には、子どもの意見を実現できる委員会であってほしいという願いが最後に書いてありまして、それができるのが理想なんですけど、残念ながら子どもの側からの意見がなかなか出てこない。そういう今の子ども参加の停滞状況を前提に、大人の側から子ども参加を支えるような提案をせざるを得ないのが現状で、それが今日の私の委員長提案の位置あるいは役割と言っていいかと思います。

参考資料として、イミダスの記事、長いニュースレターとか、いろいろ資料が入りましたので、大変恐縮なんですけど、通しナンバーを振っていただきますと話しやすいので、番号を振っていただけますでしょうか。

資料を提示して、後で見ていただくことにして次に進むという形をとりたいと思います。

子どもの現状の問題については、9ページに、日本の子どもたちの自己肯定感の低下の問題が入っております。5ページでは、自分の意見は反映されていないという意識が日本の子どもたちは非常に強い。何も変わらない、あるいは意見を言う機会がないという意識が非常に強い中で、大人の側から問題提起をせざるを得ない。そういう問題認識の共有を

前提として、子ども参加に関する先進事例を紹介しつつ、武蔵野市でどのように仕組みをつくっていくかを検討していただければと思います。

まず、仕組みについての審議の前提として押さえておきたいことが2点あります。

1つは、例えば三鷹市のコミュニティスクールの規定の中に、子どもの意見表明の規定が入っていました。コミュニティスクールを発展させていく上で子どもの意見を聞くことは大事ですけれども、意見表明の機会を保障することと、その子の意見を尊重することとはまた違うんですね。意見は聞いてやるけれども、決めるのは大人だという発想が日本の社会は強い。言わせるだけ言わせて、それを受けとめるかどうかは大人の判断だというやり方では、子どもたちの意見が本当に尊重されたことにはならない。そこが1つのポイントです。意見表明の本質は、意思の決定システムの中にどれだけ子どもの参加が認められているかにあると思います。

そういう意味では、6ページにあります文科省の発想、7ページにあります学習指導要領の考え方は、残念ながらいずれも意思決定への子どもの参加という形では認めていないんです。特に学習指導要領は、生徒会は特別活動の一部で、生徒会活動そのものが指導の対象という立場です。生徒会で何を言っても、生徒会総会で何を決めても、それを実施させていかどうかは指導対象ですので、教師や学校がダメと判断したらダメ。生徒総会で意思決定しても実施できないというのが学校の仕組みです。

そういう学習指導要領の壁も含めて、大人が子どもたちの参加を認めているように見えて、実は見せかけの参加がいかにか多いかということ、子どもの参加では第一人者のロジャー・ハートが述べています。資料の8ページに「参加のはしご」がありますので、これも後で見えていただければと思います。

いずれにしても、子どもの参加は、子どもの意思がどれだけ尊重され、決定システムの中にどれだけ子どもたちが関与したかがポイントだということを押さえてください。

もう一つ、子ども参加の現場として大きく2つの領域があります。1つは、構成員参加です。これは生活している場、学校とか地域施設といった場での構成員としての参加、パートナーのパートとしての参加です。もう一つが社会参加です。子どもも市民ですので、市民として市政に対して意見提言していく社会参加です。

この2つの領域について簡単に情報提供をさせていただきます。

2ページ目、「学校における子ども参加のしくみについて」です。子どもの参加は結構時間がかかるし、しんどい。負担がかかるからできないと言われる先生方が多いんですけ

れども、逆なんです。子どもたちが元気で参加し始めたら教師はエンパワメントされたという事例は幾らでもあります。そういう意味では、子ども参加は疲弊した学校を救う鍵じゃないかと思っております。

先進事例として、私もかかわりました川崎市の子どもの権利条例がつくった学校教育推進会議があります。条例では、福祉あるいは学校施設は「より開かれた育ち・学ぶ施設」を目指すということで、33条「施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない」という規定に基づいて、子ども、親、住民、教職員の4者による学校教育推進会議がつけられております。これは、国の制度である学校評議員制度と川崎市の子どもの権利条例をミックスした制度だと言われています。

評議員制度や学校運営協議会という3者協議会をつくれというのは学校教育法の施行規則にあるんですが、子ども参加がないんです。これはイギリス型を使っていたためです。欧米型は4者協議会が当たり前で、ドイツでは州法で、フランスは政令で定めています。生徒、親、住民、教職員の4者で学校を運営するのが欧米の考え方ですが、日本はどうしても子ども参加を嫌って3者にした。コミュニティスクールも3者でやっていく流れになっています。子どもの権利条例があれば、国の制度と地方自治とをミックスさせて4者の運営ができるのではないかと。

ただし、それには子どもたちが本気になってそのシステムに参加する意識を持たなければならない。そのためには子どもの側も権利学習が必要です。うまいぐあいにこの9月につくられたのがユニセフの『子どもの権利条約』を学級経営にいかそうです。今、先生方は困っていると思います。これが今年9月に発行されて、武蔵野市でも今これをどう扱うかを教育委員会でも検討中だそうです。

こういう視点で子どもたちが権利学習や子どもの参加を学ぶことで、主体的に参加していく意識が育っていきましますし、同時に、子どもの参加を支えていく大人が必要です。私たちはそれをファシリテーターと言っています。せっきく今スクールソーシャルワーカーが少なくとも中学校区に配置されていますので、ソーシャルワーカーが子ども参加を支えていくことに非常に重要な役割を果たすのではないかとと思っております。これが学校参加の問題です。

学校外の子どもの専用施設としては、先ほどお話しした「ゆう杉並」のような中高生世代の専用施設が1つの事例かと思います。

B-2-(2)「地域施設」では、高齢者と子どもとがどう共存・共生できるのか。地域の共同体、多様性を前提にした子どもたちの居場所をどうつくれるのか。先ほどのような認識のずれを踏まえて、理念を大切にしながら運営の仕組みに迫っていければと思います。

最後に、「子ども市民として市政へ参加するしくみについて」です。先進事例として、これも川崎市子ども会議を挙げます。まだ条例はどこにもなくて、条例をつくる時は全くゼロから始まりました。初めて子ども参加の仕組みをつくる時に、川崎市に既にあった外国人市民代表者会議を参考にしました。

外国人市民と子どもとの共通性は、地方参政権がないということです。川崎市には市民代表者会議という市長の諮問機関があり、4万人の外国人市民の意思を代表者会議の総意として市長に意見提言して市政に反映させるという仕組みが現にありましたので、子どもの意見提言権を条例化して、子ども会議を市長の諮問機関として、市政に反映させていくという提案をしたのが川崎市の例でした。ただ、最近では低調です。なぜかという、意見提言をしても実現しないからです。

最近では予算議決権をつける子ども議会がふえてきました。25ページのニュースレターの中に入っているので、後で見ただけであればと思います。47の自治体が予算議決権を持っている子ども会議を運営しております。一番大きいのは愛知県新城市で、若者議会が年間1000万円の予算議決権を持っていて、中学生から参加しています。あるいは、小さい町ですけれども、遊佐町は年間50万円の予算権を持っています。

ちょっとだけ紹介させていただきます。新城市で若者議会をつくった動機として、27ページの3段目に市長の言葉があります。「穂積亮次(64)はこう言う。『今の日本は、若者を踏み台に上の世代が逃げ切ろうとしているようで、以前から忸怩たるものがあつた』。これは私たち世代です。我々の世代は、気候変動も含めて大変な環境問題を全部下の世代に押しつけて逃げ切ろうとしているという、市長らしい発言です。

子どもの権利は、基本的には新しい世代の権利です。これから地球に住んでいく新しい世代の権利が子どもの権利だという視点も、子どもが市民として議会、まちづくりに参加していく基本だと思います。

子どもの参加では主にそういうところを少し先進事例から学びながら、武蔵野市の仕組

みについてご議論いただければと思います。

【副委員長】

今、子ども参加につきまして事務局と委員長からそれぞれ資料のご説明をいただきました。

そんなことがあるんだと思ったところもあるんですけども、こちらを踏まえまして、改めて皆様から、今後武蔵野市の子ども参加はどうあるべきか。また、子どもの権利に関する条例にどのように子ども参加のことを書き込んでいくべきかといった視点でご意見をいただきたいと思います。ぜひ多くの皆様からご意見をいただきたいですし、まだご発言なさっていらっしゃらない方は、今日終わるまでに一回はお話しただけるとありがたいと思います。既にご発言なさった方もどうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

提言というよりも現状のお話です。子どもたち、特に中学生、高校生はジャンボリーにサブリーダーとして参加しています。先ほど市から地域の参画について説明があったように、中学生、高校生がサブリーダー養成で地域に参加しています。この子どもたちが地域を将来的に支える人材になっていくだろうと私たちは考えています。逆にそれをしていかなければならないというのが一点です。

先ほど、学校の子ども参加は教師のエンパワメントになるということがありました。私は境南小学校で、開かれた学校づくり協議会のほうも参加してまして、そちらで何年か前に武蔵野市民科の取り組みについて説明がありました。最初は武蔵野市民科って何をやる教科なのか非常に疑問だったんですけども、3、4年たった今、実際に境南小学校でやっている取り組みを見て、こういうことならいい教科であるということを実感しています。

実際にやっているのは、まず子どもたちが研究テーマを決めて、地域の町に出て行って聞き取り調査とかフィールドワークをして、また学校に帰ってきてみんなで議論をする。一番よかったのは、それを最終的に商品化しているんですね。具体的には唐辛子です。社会の仕組みについて学校の教育の中でやることはすごくいいなと感じております。教員から話を聞くと、最初は大変だったけれども、やってみたら子どもたちから学ぶことが多いということでした。ぜひこういう形の学びを続けていっていただきたいと思います。

【副委員長】

少し気になったんですけども、もしかしたらジャンボリーという言葉がすぐにはわか

らない方がいらっしゃるかもしれないので、一言だけ説明していただいてもよろしいですか。

【委員】

本来であればことしで51回にわたるんですけども、コロナの影響で今49回でストップしています。毎年夏休みに、各青少協の地域ごとに12地区でそれぞれ二泊三日で長野県の川上村でキャンプ活動をしています。中高生は、子どもと大人とのちょうど中間で、我々から見ると橋渡しのサブリーダーだと考えています。

【委員】

私からは子どもの意見の尊重という視点でお話ししたいと思います。

資料1の子どもプラン推進地域協議会の意見で、未就学児自身の意見というお話がありました。先日、民間園も含めた保育園の合同園長会議の中で、民間園の園長から同じような意見がありました。言葉を発せられないゼロ歳の乳児も日ごろの保育の中で自分の意思をしっかりと表明している。でも、言葉を発せられないので、それを受けとめるのは保育者、保護者である。また、言葉がしゃべれても自分の意思をしっかりと伝えられない乳幼児も、自分の意思を表明している。それをしっかりと受けとめることが大事です。小学生、中学生のように自分の意思をしっかりと表明できない乳幼児に保護者や保育者が寄り添って、気持ちもしっかり受けとめて発信するという視点が大事だと思います。表明というと、しっかりと言葉で伝えるというイメージが一般的にありますけれども、支える人たち、支援している人たちからしっかりと伝わることも大事なので、権利条例をつくったときに、保護者や保育者にはこういう役割があるんだということがアピールできるような書き込み、メッセージがあると、現場としてはいいのかなと思います。

もう一つは、同じように外国籍の方も、発信はできるんですけども、なかなか日本語ではできない。これは乳幼児とちょっと意味は違いますけれども、直接表現はできないので、支援する方がしっかりとこれを受けとめて発信できるように、誰でも意思が表明できて、それを認められるようなことがメッセージで入るといいなと思っております。

【委員長】

障害のある人も同じだと思います。国連では、子どもの「意見」はviewかopinionで説明してきたんですが、乳幼児の意見表明権についてはfeeling、「気持ち」という言葉を使っています。子どもの気持ちも意見の1つだという考え方です。言葉では表現できなくても、その子には気持ちがある。その気持ちを受けとめる保育者や周りの人たちがそれを支える。それも意見表明であり、尊重すべきことで、おっしゃるとおりだと思います。こ

れも条例に生かせればと思います。

【副委員長】

乳幼児とか外国籍の子ども、障害のある子どもなど、そういう子たちの意見表明ということですね。

【委員】

どれもこれも、できるとすばらしいと思うような委員長からのお話ですけれども、水を差すようですが、私は市内の中学校の図書室でサポーターとして働いていますけれども、ほんの小さな行事、ビブリオバトルをやろうとしても、参加者が来ないんです。本当に子どもたちが自発的に何かをするということが少なくて、あの手この手を考えて長いことやっているんですけれども、本当に反応がない。それを身にしみて感じているので、このすばらしい提言に、どうやって実際に参加させるか。そこが一番難しいところじゃないかなと、このお話を聞いていて感じました。

【副委員長】

このあたり、実際に子どもに接していらっしゃる委員の方、よろしくお願いします。

【委員】

子どもも大人も楽しそうと思わないと参加しないと思います。それか、困っていて何かを変えたいと思っている、そのどちらかだと思います。

子どもが職業体験できるキッズニアというテーマパークをご存じですか？ あるコミセン主催でそれを開催したことがあります。小学生から中学生までお手伝いを募集して企画や設営などの準備をしてもらった。最初は大人主導ではあったと思うのですが、だんだんと子どもが自分達決めて子ども主導になっていったのだと思います。その子達が大学生になり、もう一度と2019年に復活開催をしました。

きっと当時自分達が決めた事が実現しそれが成功したのが楽しかったのだと思います。成功し大人に認められたという思いもあるのかな。そして、その楽しさを下の世代にも繋げたくなったのだと思います。

むさしのジャンボリーも最初は大人がお手伝いしますが、徐々に子どもに任せる事が増えてきて、そこに役割を与えられたと楽しさを感じた子ども達が中高大学生になっても参加してくれるのではないかなと思います。

きっかけは大人、主人公は子ども、大人は口出し禁止なんていう風にすれば何かしたいと思える子たちが増えるのではないかなと思いました。

【副委員長】

ほかに何かございましたら。まだご発言いただいていない委員の方はぜひお願いします。

【委員】

もう三十何年前ですけども、私が教員になって初めて赴任した学校が第一中学校です。そのころは、とにかく学校に関係ないものは学校には持ってこないという風潮だったんですが、生徒会で、学校に時計を持ってきてもいいんじゃないかと発言した生徒がいて、じゃ、それについて生徒会で話し合いをして、自分たちでルールを決めて、先生に相談したらどうかということになりました。それを言い始めたのは当時の3年生で、結局、時計を持ってきていいことになったのはその3年生が卒業した後でした。その3年生の子たちは今45歳になりますけれども、その子たちはいまだに誇りに思っています。今第一中学校で時計を持ってきていいことになっているのは、自分たちが言い始めて、意見を出し合って、ルールを決めた結果だということを知っていて、僕たちはこれをやり遂げたんだという誇りを持っています。

さっき、学習指導要領の壁というお話がありましたけれども、それは子どもたちの意欲と、それを受けとめる大人の側の問題だと思います。大人が子どもたちをどう生かしていくかということが大事だと思います。

今は第六中学校の校長で、先ほどビブリオバトルの話がありましたけれども、第六中学校でもビブリオバトルをやっていて、ここ2年はコロナ禍で学年ごとの開催になっていますが、それまではほぼ全校生徒が図書室に集まっていた。図書委員会が主催をしています。そこに大人は多少は手助けをしますけれども、自分たちでやるという意識で、子ども同士で話し合いをしてやっているところがいいのかなと思っています。

大人が出しゃばって何かをやるのではなくて、子どもたちの意見をどんどん引き出して、それを実現させていくことが子どもたちの自己有用感、達成感になって、そこから子どもがいろんなところに参加していく気持ちができるのかなと思います。

【委員長】

今の話で思い出したのですが、うちの大学はチャイムがないんです。でも、ちゃんと授業時間になったら学生が集まってきます。逆に言うと、時計を持っていなければそれができない。チャイムで管理されていると、自分で判断とか選択ができない。時計を持つということは自分で時間を管理できる力があるということだと思いますし、時計が要らない学校はどんな学校かということを想像しました。

【委員】

現在、第二小学校はずっとチャイムがありません。それから、それを受けて境南小学校もチャイムをなくしました。第六中学校は境南小学校と二小から生徒が上がってくるものですから、それを受けて第六中学校もチャイムをなくそうという声が生徒たちから上がっていて、生徒会で検討することになっています。

【副委員長】

活発な様子が伺えて、元気が出てくるようです。

まだご発言のない委員の方、もしよろしかったらお願いいたします。

【委員】

今、お話がありましたように、今現在学校で行われているさまざまな活動を資料 10 の中で幾つか例として出させていただいていますけれども、昨年導入して今年から運用になりました学習者用コンピューターにつきましても、これは一部の中学校ですけれども、教育委員会で示した最小限のルールを守ることを確認して、自分たちでもう少し具体的なルールづくりをしていくといった取り組みもされております。

冒頭に委員長がおっしゃられましたように、教育課程の中に入ってしまったので難しい部分も確かにあるとは思いますが、子どもたちの主体的な学びを教育課程の中でもさまざまやっておりますので、うまくいっている部分もあるのかなと思っております。

委員長の資料の 2 ページ目、1 つの具体的な問題提起として、開かれた学校づくり協議会の協議に子どもたちの意見を反映できないかということです。ちょうど今、視点は別になりますけれども、教育委員会で学校・家庭・地域の協働体制についての検討をこの 10 月に始めたばかりで、1 年ほどかけて検討していく形になっております。学校が抱える課題は複雑化、多様化しているので、学校だけではなかなか課題解決が難しい点を地域、家庭とどう協働してやっていくかという課題ベースの検討をしているところでございます。

武蔵野市では学校運営協議会はまだ導入されておりませんで、学校運営協議会の制度を今回導入することが前提の検討というわけではございませんけれども、開かれた学校づくり協議会は決定機関ではなく、学校と一緒に考えて協議していくところです。

先ほど、決定する場に子どもがいなくなかなか難しいということもおっしゃられました。いろんな自治体の事例もご紹介いただきましたけれども、ちょうど今、武蔵野市でも、これをどう考えていくか検討しているところです。条例の中にここまで具体的な文言で書

かれるのは難しいかなと思っていますけれども、学校運営で子どもの意見が尊重されるとか、そういう理念的なところを条例の中に記載して、実際にどういう仕組みをつくっていくかについては、市の施策レベルで、また学校として検討していくことになると考えております。

【委員】

チャイムの話に戻りますけれども、本校も、着任したときからノーチャイムなんです。でも、実はチャイムが壊れていて鳴らない学校でした。ある日チャイムが壊れて鳴らなくなって、しょうがなくノーチャイムで生活したら、子どもたちはチャイムがなくても動けるじゃないかということで、いまだに修理していただけていないんです。

ただ、時計を見て動けるというのは時間を管理するということで、将来必要な力だとは思いますが、実際に見ていると、やはり音があることによって助かる子もいたり、子どもは休み時間は遊びに没頭していますので、チャイムがあったほうがありがたいという子もいるようです。

どうしてみんなチャイムがないのに動けるのかというと、気配を感じて、高学年が時計を見て戻り始めると、1年生もそれにつられて行く。ただ、気配を感じられない子もいて、さまざまなので、多様な助ける方法があるといいのかなと思います。ユニバーサルデザインと言いますが、なければならぬ支援がある、みんなにとって便利という視点も大事だと思います。

子どもがやりたいことができる環境になっていることがすごく大事だと思います。昨年度、コロナ禍でさまざまな行事が行えず、PTAの保護者の皆様とも、どうしたものかと頭を悩ませていたときに、かたい頭の大人が考えるよりも子どもに聞いたほうがいいんじゃないかということで、交渉しました。僕も私もイベントプロデューサーということで、PTAが主催でいろんなアイデアを募集してくれて、その中の1つでも2つでも実現できたらいいんじゃないかと、もっと子どもをリスペクトしてもいいのかなと思った出来事でした。

【副委員長】

具体的にどんな案が出たのか、ちょっと伺いたいです。

【委員】

結局オンラインを使ったんですが、全校クイズ大会をやりました。問題もそれぞれクラスで考えて出題して、一堂には会せないんですけれども、それはそれは楽しく、それぞれ

の教室から「やった」という歓声が響き渡っていて、こんなやり方もあったんだなということで、子どもから学ぶことも多いです。

【委員】

この間の土曜日に、若槻校長先生がいらっしゃる六中で、民生児童委員の児童福祉部会の研修がありました。ほかの中学の学習支援教室は平日の放課後なんですけれども、六中は毎週土曜日で、土曜日の学校のないときに朝から子どもたちが来て、教えてほしい学科の先生に聞きながら学習するところを見学させていただいて、すごく勉強になりました。

そのときに図書室も見せていただいたら、新刊が丸いテーブルに見やすく出っていて、図書委員の子どもたちが本屋さんみたいにお勧め本のポップをつくって、東野圭吾の「マスカレード・ホテル」とか話題の本が掲示してあって、図書委員さんの見せ方がすごく上手でした。

あと、大人もですけれども、最近新聞を読まない子どもが多いということですが、新聞を読みやすいように、すごく大きな板に新聞を開いて見られるようになっていて、私は全部写メを撮らせていただきました。ここだったら楽しく本を読めるなど、感心しきりでした。

こんなところで言うてはいけない若槻校長先生のエピソードですけれども、うちの娘が一中の陸上部のときに、お腹が痛くなって保健の先生のところに行ったらいらっしゃらなくて、たまたま若槻校長先生がいらっしゃって、湯たんぽをつくってくださったんです。うちの子はそれがすごく嬉しくて、「そういう先生はいない。しかも校長先生だよ」とずっと言っていました。

大人と子どもの距離が近いのはすごく大事で、そういうことは子どもは覚えていますし、そういう大人がいると、そういう人になりたいと思うんです。私が今行っているみかづきの学習支援でも、子どもたちから教えられることが本当にいっぱいあって、結構怒られたりするんです。なぜか相手の子どもの痛みとかを言わなくてもわかっているんですね。私が指導されている立場です。だから、この資料を読んでいて、本当にパートナーだなと思ったので、そういう言葉も広めてほしいなと思いました。

【委員】

実は、昨年度から教育長が中学生と懇談をする会を開いてくださっています。全部を集めると密になってしまうので6校を3校ずつに分けて、教育長室に行って、教育長と、武蔵野の教育のこととか、自分たちがこれからやっていきたいこととか、今どんなことに興

味があるのかという話をしてもらっています。ことしはテーマを決めてやるということです。教育長もそんなことをやってくださっているので、すごくありがたいと思っています。

【副委員長】

いろいろなことが根づいている、武蔵野らしさが出た条例になるといいという気がします。

【委員】

参加について提案されたものは、みんなわくわくするような楽しみなことなんですけれども、先ほどビブリオバトルに参加してくれないということでした。こういうのは、参加すると主体性が強くなって、その主体性の強い子がまたこういうのに参加するというふうに、いいスパイラルに入ったらすごく効果的だと思うんですけれども、こういう機会が生活の中に少ないですよ。学校のほうが時間的には長いし、いろんなことがあるんですけれども。

麴町中学校にいた工藤先生が言っていましたけれども、確かに指示待ちがふえている。それはなぜかという、与える教育ばかりやっているから、指示を待って、何でも受け身になる。そうじゃなくて、子どもたちが主体的に学ぶように持っていけないといけないと言っていました。

それは生活の中でも一緒に、親が子どもにああしなさい、こうしなさいと言ってやらせるんじゃないかと、子どもたちが考えて動く、それができると子どもの参加も豊かになるんじゃないかと思います。

指示待ち、受け身というのは日本にとってすごく問題だと思います。もう既にそういう人がいるし、彼らはこれから大人になって社会をつくっていくわけだから、主体性を持った社会を期待できなくなってしまいます。これは権利だけでなく課題としても認識したほうがいいと思います。

先ほど、腕時計をつけるかつかないかの校則の話が出ましたけれども、最近、学校で校則を子どもたちがつくるのがはやっていて、カタリバさんなどがヘルプに入って、子どもたちと親と先生が議論して校則をつくっているのです、そういうのも参加の1つに入ると面白いかなと思いました。

【委員】

今、すごくいいお話をお聞きしたんですが、アンケートの中には、学校に行きたくない理由が先生にあることが多いという実態も私は忘れてはいけないと思っています。先ほど

の図書室の話もいい例だと思うんです。武蔵野市に多くある学校の中で、何校かだけがいい学校とか、こちらの学校ではとても満たされている、でもこっちは満たされていない。実際にうちの子も、学校の先生が原因で学校に行けなくなった。実際にそういう子もいるということを忘れてはいけないと思います。困った子どもを助けるための条例であると私は思っているので、そういう子たちがしっかりと守られる条例をつくっていただきたいと思います。

【副委員長】

いい学校とかいい先生に巡り会える子どももいれば、そうでない子もいます。全体の制度をつくるとはどういうことなのか、改めて考えさせられます。

あともうちょっと時間がありますので、2回目でもぜひという方はご発言をお願いしたいと思います。

【委員】

子どもの居場所のことで一点だけ。先ほどいろいろな方からありましたけれども、時間帯によって一人になってしまう子を一人にしないような仕組みづくりをぜひしていただきたいというのが1つです。

諸外国ですと、12歳ぐらいまでは絶対一人にしないという原則があるので、武蔵野市でも、ある一定の年代までは決して一人にはさせないという仕組みづくりをぜひ構築するような条例にしていただきたいと思います。

【副委員長】

寄り添う大人がいて、子どもに働きかけて、子どもがいろんなことを感じるのが本当は大切なんですけれども、大人が忙しくなっている中でなかなかその部分が行き届いていないのかもしれないと思います。

そろそろ時間的かと思いますが。

【委員長】

どうもありがとうございました。

一言だけ。また来年1月の骨子案の枠組みの中でお話をさせていただければと思うんですが、今日の話の中で1つ印象に残っていたのは、楽しいから子どもは参加したくなるということです。

子どもの参加に関する調査をすると、学校で子どもたちが参加したいと言うのは大体3割なんです。残りの7割は参加したくない。参加したくない理由は、今は面倒くさい派が

大勢を占めています。参加したい派はほとんど楽しいからです。

さっき世代のずれということがありましたけれども、学校をよくしたいからという正義感とか、社会的にこうあるべきだみたいな形で参加するのは、もう私たち世代の感覚で、今の子どもたちは、まず楽しくなければ参加しない。その辺の世代間ギャップ、認識のずれがあります。そこを踏まえながら、子どもの参加を今後どう支援していけるのかということを検討していきたいと思っております。

今日の議論はこういう形で終わらせていただいて、次回にもう一度、子ども参加も含め、骨子案の枠の中でまたご議論をいただこうと思います。

3 その他

【委員長】

最後に、3分ほどありますので、事務局からよろしく願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

「その他」の事項として、事務局から連絡事項をお伝えいたします。

まず1点目、議事録についてです。速記録ができ次第、皆様にeメール等でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで修正すべきところがあれば事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目、次回の委員会についてでございます。次回の委員会は、年明け1月18日の開催を予定しております。開催時間は、実開催であれば18時半を予定しております。開催のご案内や資料は後日お送りさせていただきます。

最後に、この委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員長】

それでは、これで閉会します。お疲れさまでした。

以上